

## 第15回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成20年3月19日（水） 13時30分～14時24分

場 所 広島大学学士会館（2階「レセプションホール」）

出席者 学外委員：有本、大南、北島、不破の各委員  
学内委員：浅原、弓削、清水、工藤の各委員

欠席者 学外委員：小笠原、坂本の各委員

列席者 上理事・副学長、二宮理事・副学長、春日監事、金田監事、坂下学長補佐、  
越智副理事、角屋副理事、野村副理事、土屋副理事、岩本副理事、藤井副理事、  
碓井副理事、星野副理事、高橋副理事、渡邊副理事、相田副理事、三井副理事、  
日向野副理事、竹内秘書室長、西村法学部長、谷口生物圏科学研究所科長、  
鈴木原爆放射線医科学研究所長、越智病院長、田中図書館長

※ 以下、発言内容は、○：学外委員、◇：学内委員を示す。

### （議事の1）

#### ● 平成20年度年度計画について

（浅原学長提案・説明、別紙1）

◇ 平成20年度年度計画については、中期計画に基づく平成20年度の業務運営に関する計画として、今年度末までに文部科学大臣に届け出ることとなっている。年度計画は、昨年度作成した平成16年度から平成21年度までの年度計画を基に、平成20年度実施の中期目標期間の評価を見据えて、最終成果をより明確にした上で修正した。また、既に到達目標に達したと判断される計画でも、より高い評価を受けるため、「広島大学アクションプラン2007」を反映させた計画を作成した。さらに各部局等の意見等を踏まえた上で見直し等を行い、別紙のとおり平成20年度年度計画案を作成している。

なお、「I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置」から「V その他業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置」及び別表（学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数）部分の経営に関する事項以外については、教育研究協議会において既に審議済みである。

また、「VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」以降の予算関係については、平成20年度予算案等に基づき作成している。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり平成20年度年度計画案を承認し、役員会へ付議することとした。

### （議事の2）

#### ● 平成20年度当初予算について

（浅原学長提案、清水理事（財務担当）説明、別紙2）

◇ 平成20年度当初予算については、昨年11月26日開催の経営協議会の審議を経て役員会で承認された「平成20年度予算編成方針」に基づき作成している。

運営費交付金の削減等、厳しい財政状況ではあるが、戦略的活用財源を確保のうえ、中期計画・年度計画、広島大学アクションプラン2007を確実に実行し、教育研究診療活動を可能な限り充実するために、限られた財源を有効に活用したい。

平成20年度の予算総額は、運営費交付金（特別教育研究経費、退職給付等の特殊要因経費を含む）に自己収入（学生納付金、病院収入、受託研究等収入、寄付金収入等）、施設整備費等を加えた約667億円となる。平成19年度補正後予算総額に比べて約20億円の減であり、

病院収入の増、受託研究等収入の増が見込まれるもの、効率化係数等の影響による運営費交付金の減、施設整備費の減が影響している。

予算編成のポイントとして、①戦略的活用財源を確保（2.7億円）、②効率化係数（1%）への対応（△2.3億円）、③基盤教育費、基盤研究費の確保、④法人本部予算の見直し（前年比△15%）、⑤教育研究環境整備予算の確保の5点がある。当初予算案主要事項として、「教育関連」では、戦略的活用財源の確保（学長裁量経費の増額）、学士課程教育（教育プログラム）の推進、次期学生情報システムの導入、フェニックス奨学制度の導入、TOEIC（R）を活用した英語教育の推進、学生生活の充実支援（講義室空調設備の更新等）、「研究関連」では、戦略的活用財源の確保（学長裁量経費の増額）、競争的資金の獲得推進、電子ジャーナルの安定的供給等があり、配分は本学の中期目標・年度計画、広島大学アクションプラン2007を確実に実行すべきものを中心配分している。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり平成20年度当初予算案を承認し、役員会へ付議することとした。

なお、次の事項に関し質疑応答を行った。

- ・総支出予算に占める教育研究経費の割合について
- ・科学研究費補助金等競争的公的資金の獲得及びランキングの把握について
- ・病院収入について

#### （議事の3）

##### ● 長期借入金償還計画等について

（浅原学長提案、清水理事（財務担当）説明、別紙3）

◇ 法人化以前に、財政融資資金を財源とする国の予算で整備した病院の建物、設備に関する借入金残高は、平成16年4月に各国立大学法人に承継され「国立大学財務・経営センター債務負担金」として償還していく必要があり、また、法人化後に借入れたもの及び新規に借入れるものも含めて、文部科学大臣へ償還計画及び借入金認可申請を提出し認可を受けて借入れ及び償還していく必要がある。

平成19年度末の債務総額は元金が約192億4千万円であり、平成20年度の償還は、元金約18億円、利息約4億2千万円の計約22億2千万円となり、平成20年度当初予算案において、診療経費で計上している。

また、平成20年度の新規借入額は約5億1千万円となり、今後25年間で利息を含め約7億2千万円を償還する。なお、借入は平成20年度末を予定している。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり長期借入金償還計画等を承認し、役員会へ付議することとした。

なお、次の事項に関し質疑応答を行った。

- ・長期借入金に係る償還金利について

#### （議事の4）

##### ● 就業規則の改正について

（浅原学長提案、工藤理事（総務担当）説明、別紙4）

◇ 就業規則の改正のポイントは、①契約職員制度及び非常勤職員制度の見直し・改善（非常勤職員の位置付けを見直し契約職員に移行、契約職員の職務に見合った待遇の改善）、②平成20年度の給与制度の改正（広域人事交流手当の改正、勤勉手当の改正、管理職手当の改正、特別手当の新設等）、③国際貢献活動に係る休業制度の整備（職員が国際協力機構JICA（ジャイカ）の依頼により開発途上地域で奉仕活動を行う等の場合に、3年以内の期間、休業を認めるもの）等に伴う就業規則を改正（平成20年4月1日施行）する。

以上のような提案・説明があり、審議の結果、原案どおり就業規則の改正案を承認し、役員会へ付議することとした。

なお、次の事項に関し質疑応答を行った。

- ・国際貢献活動に該当する活動の範囲について
- ・特別手当の基準について
- ・契約職員及び非常勤職員制度の見直しに伴う人件費等への影響について

(報告の1)

● 経営協議会学外委員からの指摘事項への対応について

(浅原学長報告、資料1)

◇ 6月26日、9月27日、11月26日及び1月25日開催の経営協議会において、学外委員から指摘のあった事項（39項目）に対する本学の対応状況について、資料により報告があった。

以上